

厚生労働大臣が定める揭示事項

1. 入院基本料、看護師配置に関する事項

- 1) 当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関であり、**一般入院基本料（急性期1）、小児入院医療管理料3、緩和ケア病棟入院料2、ハイケアユニット入院医療管理料1、特定集中治療室管理料5**の届出を行っております。
- 2) 時間帯毎の看護職員1人当たりの受け持ち患者数は各病棟に掲示してあります。

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、**患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書**によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める**院内感染防止対策、医療安全管理体制**の基準を満たしております。

3. ハイケアユニット入院医療管理料、特定集中治療室管理料について

救命救急病棟、特定集中治療室(ICU)に入院した場合に算定されます。

4. DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算する“**DPC対象病院**”となっております。

※**医療機関別係数 1.5318**（基礎係数 1.0451＋機能評価係Ⅰ 0.3737＋機能評価係Ⅱ 0.0945、救急補正係数 0.0185）

5. 麻酔管理料について

脊椎麻酔及びマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合、**麻酔管理料Ⅰ**が算定されます。

6. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、**個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料**で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

また、公費負担医療の受給者等で、医療費の自己負担額がない方につきましても、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することとしております。発行を希望されない方は、会計窓口へその旨、お申し付け下さい。

7. 厚生労働大臣の定める評価療養と選定療養について

○初診料にかかる特別料金について

当院では、**他の医療機関等からの文書での紹介によらず、直接来院された患者さんについては**、初診にかかる費用として保険診療にかかる自己負担とは別に**7,700円(税込)**を負担していただきます。

ただし、**緊急その他やむを得ない事情により来院された場合によっては、この限りではありません。**

○180日を超える入院について

当院では、180日を超えて入院している患者さんについては、**厚生労働大臣が定める状態を除き、1日2,722円(税込)**を徴収させていただきます。

○治療にかかる費用

当院では、薬事法、薬事法施行規則および医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令に基づき、患者さんの同意を得たうえで医薬品の治療を実施しております。詳細は治療コーディネーターより説明致します。(治療に係る新たな費用は一切かかりません。)

8. 入院中の食事に関する基準について

当院では、九州厚生局へ**入院時食事療養(Ⅰ)及び食堂加算**の届出を行っております。

管理栄養士によって管理された食事を適時**(夕食については、午後6時以降)、適温で**提供しています。

9. 保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料(特別室)、診断書料、分娩料等については、**実費での負担**をお願いしております。

なお、金額等については、別掲のとおりです。